

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する地方法人二税、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税など（ほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

申請手続等

- ・ 納期限までに申請が必要です。口座振替の方は納期限の日に指定の口座から引き落としとなりますので、遅くとも納期限の10日前までにはご相談ください。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

(裏面)

表面の『徴収猶予の「特例制度」』に該当しない場合でも、以下の猶予制度に該当する場合があります。

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

【ご相談・お問い合わせ先】

お住まいの地域	電話番号	相談先	所在地
熊本市南区、宇土市、宇城市、美里町、上益城郡	(096) 333-3212	県央広域本部税務部 収税第一課、第二課	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 行政棟新館 1階 ※収税第一課、第二課代表電話 (096)333-3210
熊本市東区	(096) 333-3213		
熊本市中央区	(096) 333-3214		
熊本市西区、北区	(096) 333-3215		
菊池市、合志市(須屋のみ)	(0968) 25-4272	県北広域本部 総務部 収税課	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市	(0968) 25-4115		
合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡	(0968) 25-4116		
八代市(坂本町、東陽町、泉町以外)、水俣市、八代郡、葦北郡	(0965) 33-2184	県南広域本部 総務部 収税課	〒866-8555 八代市西片町1660
八代市(坂本町、東陽町、泉町)、人吉市、球磨郡	(0965) 33-3236		
天草市、上天草市、天草郡	(0969) 22-4370	天草広域本部 総務部 税務課	〒863-0013 天草市今釜新町3530

熊本県